

概 況

令和8年9月の事故についてお知らせします

○公衆傷害（物損1件）

物損事故は足場部材を落下させたことによるものでした。

仮設足場の設置中は、立入禁止措置以外に具体的な作業手順（ゴム手袋の装着、資材を両手で受け渡す等）を計画し、朝礼やKY ミーティングで周知徹底していきましょう。

一現場・安全ひと工夫

道路工事に係る安全対策

8月上旬に、除草作業に伴い片側交互通行を実施していたところ、車両を停止させようとした交通誘導員が通行車両に撥ねられる交通死亡事故が発生しました。

事故の責任は通行車両にあるものの、現場では道路交通法 80 条協議に基づく安全対策の内容に対し、作業案内看板やセーフティーコーンが設置されていないなど対策が不十分でした。これを踏まえ、以下のことに留意して施工計画書（業務計画書）を作成し、確実に実行しましょう。

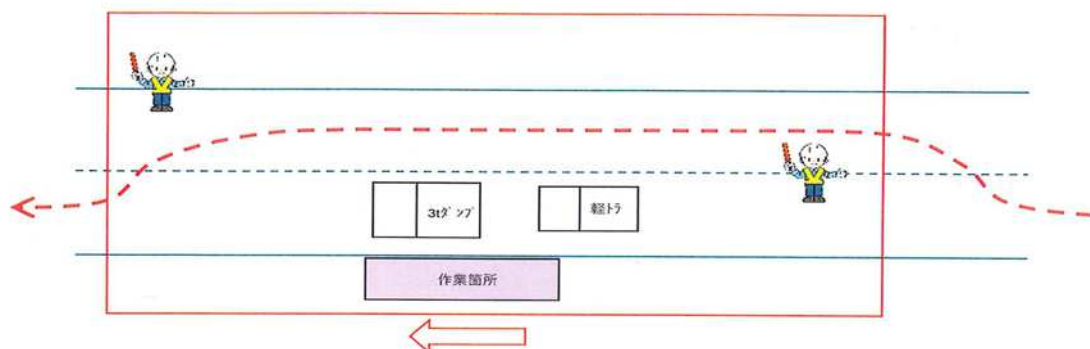
◇80 条協議内容の反映

80 条協議の内容と警察からの意見を踏まえ、現場条件に応じた適切な交通規制及び安全対策を施工計画書（業務計画書）に記載する。

- （例）・工事中案内看板を作業場所の前方 50m、100m（日交通量 5,000 台以上は前方 300m追加）と後方 50m、100mに設置する。
- ・作業看板とセーフティーコーンを設置し、現場代理人が 30 分経過ごとに移動する。
 - ・大きな作業看板をトラックに設置することで移動を容易にする。
 - ・トラックの荷台に点滅灯を設置し、注意喚起する。

【片側交互通行規制図】

除草作業（移動しながら規制する場合）



最後尾軽トラックの装備

電光表示板

作業内容表示

矢印板

LED 点滅灯

工事中



◇不測の事態への対応

作業員同士の伝達と行動について決めておく。

- (例)・交通誘導員が危険を察知したときは、退避しながら警笛を鳴らし、作業員全員に知らせる。
- ・電子ホイッスルなど車のクラクションと同程度の音量が出るものを用意する。
 - ・作業員全員に避難方法を周知し、シュミレーションする。
 - ・交通誘導員の危険回避場所を決めておく。無い場合は、隠れるものを設置する。
 - ・ハザードマップに反映する。

現場作業員全員に対して危険意識の啓発を行う。

- (例)・朝礼時に危険予知活動を実施する。
- ・当日作業箇所の予測通行量と危機回避場所を周知する。
 - ・交通誘導員の立ち位置の指導、合図などの確認をする。
 - ・無線機、警笛、規制旗などの動作確認をする。

◇施工計画書の見直し

受注者と発注者が共に災害リスクと安全対策の実施状況を現地で確認し、施工計画書を随時見直す。(工事着手前、施工中)

◇実施状況の確認

発注者は、安全パトロールや写真等により下記安全対策の実施状況を確認し、必要な場合は受注者に改善を求める。

- ・工事「工事事故防止行動計画」
- ・業務委託「建設関連業務委託事故防止行動計画」



台の上で交通誘導→視認性の向上



ジョイントリング(厚 1cm)の設置
→振動、音でドライバーに注意喚起

もらい事故だから仕方がないと思っていると、再発は防げません。
後悔しないためにも、現場の状況をしっかり観察し対策を考えましょう。